

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

米原市 西川 敏輝

2 請求のあった日

平成28年6月7日

3 請求書の受理

本件措置請求については、市が受けた損害が具体的に明記されていないなどの要件の不備があったため、平成28年6月21日に補正を求めたところ、平成28年6月22日に請求書の補正（請求書の全面差替え）があった。

この結果、地方自治法第242条（以下「法」という。）の要件を具備しているものと認め、平成28年6月24日に請求の受理を決定し、同日付で請求人に通知した。

4 請求の要旨

(1) 請求の要旨

本件措置請求の要旨（請求書の要旨）は次のとおりである。なお、補正により請求書の全面差替えが行われたため、要旨は補正後の請求書に基づき記載する。

ア 施設改修について

現指定管理者が市商工観光課に「米原市醒井水の宿駅の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）」第15条に基づき申し出た改修の内容は、施設建設時の経緯やコンセプトを無視したものであり、当課が許可したことは不適切な決定である。これを取り消し、原状回復するよう勧告すること。また、市の財産を毀損した損害も発生しており、関係職員が関わった割合に応じ連帯して支払うことを求める勧告を行うこと。

ア-1 施設改修（柱・壁の塗装）

醒井水の宿駅は、中山道の宿場町であるとともに鉄道の駅の横にも立地することから、伝統文化と新しい文化が融合した色調とすることで設計され、伝統文化は黒やグレー、湖北のベンガラをあらわす赤を、新しい文化は柱のスチールをむき出しにして建設された。また、当時、醒井コミュニティーセンターを設置するため醒ヶ井駅の改修も併せて行われることとなり、両施設は同じ色調で統一され、地域住民や観光客に愛されてきた。

現指定管理者が実施した改修は、柱およびほぼすべての壁を白色に塗替え、施設のコンセプトを台無しにするとともに、駅との統一感を損なわせた。裁量権を濫用したこの決定を即刻取り消し、設計者の指導のもと塗り戻しをさせることおよび費用を関係職員と市長が責任割合において負担することを請求する。

ア-2 施設改修（ケヤキの伐採）

建設当時、駐車場確保のために周辺の緑が失われたことから、これを補うために施設側の国道 21 号沿いに約 20 本のケヤキ並木がつくられ、地域住民や観光客に憩いや潤いを提供してきたが、これらが一瞬のうちに幹から切られてしまった。

さらに、この伐採については申出書が提出されておらず、これは基本協定第 15 条に違反し、行政の正式な許可なしにこのような暴挙が公共施設で行われたことは、米原市行政全般の資質が問われる。市の財産が毀損され損害が発生したため、建設時のケヤキの植栽費用および新たなケヤキの植栽費用を関係職員と市長が責任割合において負担することを請求する。

ア-3 施設改修（湧水スポットの撤去）

醒井地域には「醒井七湧水」と呼ばれる湧水スポットが 7 か所あり、これにちなんで醒井水の宿駅にも 7 か所の湧水スポットが整備され、施設の特徴として愛されてきたが、そのうちの 2 か所がただ狭いという理由だけで撤去された。芝生広場に廃品のように置かれているのはどういうことか。

行政が湧水のこだわりを知っていればこのような申出は許可しなかったであろう。現指定管理者も行政も、こうしたことを知ろうと努力もせずに目先の利便性のみを追い求め、施設の特徴の一部を失わせしめた罪は重い。市の財産が毀損されたため、建設時の湧水施設 2 基分の費用および新たな施設 2 基分の費用を関係職員と市長が責任割合において負担することを請求する。

イ 施設の愛称使用について

4 月末に施設正面に「醒井水の宿駅みゆき」の看板が現れ、それと前後して新聞に折り込まれた施設のオープンチラシにも同様の文言が使用されていた。「みゆき」は、現指定管理者の別法人の有限会社みゆき観光バスであることは明白である。

商工観光課は「平成 27 年度の課の協議において愛称使用を認めており、行政判断はこのとおり」とのことであったが、愛称とはその施設や施設の立地が連想できる名称でなければならず、一民間企業の名称を愛称とすることは断じて認められないし、これを愛称と言い張る行政の資質を疑う。公共施設に企業名を冠できるのは、ネーミングライツを行政が公募したときだけである。しかも、この愛称を許可した公文書は、情報公開請求にも関わらず公開されていないので存在しないのであろう。

この状況が続くのであれば、行政が無償でネーミングライツを認めたこととなり、最低でも 100 万円の逸失利益を米原市に生じさせている。この金額を関係職員と市長が責任割合において負担することを請求する。

ウ 指定管理者選定委員会について

「醒井水の宿駅指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の公平性が疑われる事象が、次のとおり浮上してきた。

- (ア) 商工観光課職員の現指定管理者の申し出に対する丸のみの許可決定が行われていることから、選定委員会開催以前の業者との癒着すら疑われる。
- (イ) 有限会社居醒の臨時報告会で、出資者の一人から「商工観光課の職員に聞いてみたら『居醒はこの頃まちづくりができていない。これならどこにやらしても一緒だから、(指定管理者の選考から) 落としてやったんや』と言っていた」との発言があった。このことから、課内で「居醒」外しが進行し、選定委員会を誘導したことを強く疑わせる。
- (ウ) 選定委員会において、取るに足らないことにまで理由をつけて、委員の一人が居醒のイメージを損なわせる発言をした。
- (エ) 選定における有限会社居醒の弱点は、ここ2年の業績悪化と聞いていた。しかし、平成27年度は経営改善が図られ黒字化の期待もあり、プレゼンで強調したものの、委員会からは何の質問もなく、プレゼン内容に関係なくすべてが終わっていたと思料される。
- (オ) 選定委員会の定数が前回は公募委員を含む7名であったのに、今回は公募なしの5名であった。規則に違反するわけではないが、合理的な説明がつくのか。担当課や委員が自らの考えに誘導するには、定数が少ない方がよいとも考えられる。
- (カ) 情報公開で選定委員会の議事録の公開を求めたところ、平成27年10月15日に伊吹庁舎で開催された第2回委員会の議事録が公開されたが、候補2者のプレゼンに対する委員と社長との質疑応答および選定結果のみが記載され、委員間の議論が抜け落ちている。総務課の情報公開担当者を通じて確認したところ、「議論はあったが議事録を作成していないと言っている」という信じ難いものであった。公文書管理に対する職員の意識の低さのあらわれか、都合が悪いので削除したのかわからないが、選定委員会の公平さを疑われても仕方のない行為である。

以上のことから、選定委員会の委員を入れ替えて、再度公正公平な委員会を開くよう市長に勧告することを求める。また、平成27年度の選定委員会の日当相当額は市の損害となるため、関係職員と市長が責任割合において負担することを請求する。

エ 職員の行政処分について

平成27年度商工観光課担当職員の軽率極まりない職務執行は、これが公務員のすることかと思えるほどひどいものである。いまさらどうしようもない事案もあるが、米原市の今後のために担当職員には厳しい行政処分を科すことが必要であり、よって関係職員と市長に相応の行政処分を科すことを請求することを請求する。

(2) 事実を証する書面

本件措置請求書と併せ、次のとおり事実を証する書面の提出を受けた。

- ・施設設計者の意見書
- ・現場写真8枚
- ・本オープン前の折込チラシ

- ・情報公開文書（施設改修の申出・許可、愛称看板取付の申出・許可、選定委員会議事録）
- ・米原市醒井水の宿駅の管理運営に関する基本協定 第 15 条

第 2 監査

1 請求人の証拠の提出および陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して平成 28 年 7 月 4 日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、請求人が出席し、請求書に沿った陳述を行った。請求書に記載のない補足事項についての陳述の概要は次のとおりである。なお、新たな証拠の提出はなかった。

(1) 施設の愛称使用に係る逸失利益 100 万円の根拠は、ネーミングライツを導入している施設の公募価格の算定において施設の管理経費の 2 分の 1 程度を賄うという考え方があり、当該施設の指定管理料が年額約 400 万円であることから本来は 200 万円とすべきであるが、地域性を考慮して 100 万円とした。

また、指定管理期間の次年度以降 4 年分をどのようにするのか検討する必要があるが、100 万円を納めさせることが本意ではなく、職員が現指定管理者に説明や謝罪を行った上で、現指定管理者が自主的に愛称使用をとりやめるのであれば、本項請求を取り下げてもかまわない。ただし、現指定管理者からの申出書もなく、許可の公文書もないのに 4 月の仮オープン時のチラシに愛称を使用していることは、現指定管理者と市担当部局との癒着が強く疑われる許しがたいものである。

(2) 選定委員会については、委員に醒井自治会長のほかに池下自治会長が委嘱されているが、地元ではない池下自治会長が、当該施設のことは分かるはずがないと思う。このため、委員 5 人のうち実質 4 人で選定されたと言え、大変問題であると考えます。

また、議事録に委員間の議論が記載されていないことから、情報公開の重要性、公文書作成の正確性などの問題について、監査委員報告で触れていただく必要があると考えます。

(3) 職員の行政処分については、財務会計上の損害が生じているものではないが、本監査請求の性質上あえて請求した。

(4) 今回の件は、4 町合併の悪い部分をさらけ出したものである。旧米原町のことを全く知らない職員が、まちづくりの拠点施設を一介の商業施設として軽く取り扱ったことは許されない。住民が「合併して良かったのか」という疑問が発生しないよう、職員は常に緊張感を持って、自分の知らない他町の歴史、文化、伝統を勉強し、理解することが必要である。米原市がこうした過ちを克服し、市民に「合併して良かった」と言ってもらえるまちにするためにも本請求は重要であると思っており、厳正な調査をお願いする。

2 関係職員等の陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、関係職員である経済環境部商工観光課の職員に対して平成 28 年 7 月 4 日に陳述を求めたところ、当時の商工観光課長および担当職員の出席があっ

た。陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、陳述に先立ち、施設改修の写真が資料として提出された。

(1) 現指定管理者は、平成 28 年 1 月から施設運営に向けた具体の準備作業を行い、快適に施設利用できるよう、創意工夫や業務改善を図るため協議、検討をされたようである。そうした熱意を汲み取りながら、施設利用者への利便性、安全性、施設運営における効率性、環境改善を図るため、今回の措置請求にある現指定管理者からの申し出を受け、市はその内容について、承認してきた。

(2) 「アー 1 施設改修（柱・壁の塗装）」について

当該施設は、一部わざと錆色を活かしたデザイン等の素材で、利用者や住民からイメージが暗い、雨天時等には衣服等に色が付着する等の苦情があった。前指定管理者からの引き継ぎでも、現指定管理者に対し暗いイメージを払拭することに努めたことを話されており、明るい雰囲気作りが必要であり、設置目的にある来訪者と地域住民が憩い、安らぎ、交流する拠点施設として目指すところに合致するものとする。

また、請求書にある「ほぼ全ての壁」ではなく、建物躯体や屋根等は現状を維持し、物販やフードコート通路周辺や利用者が往来する箇所等を中心に改善が図れる範囲として白色塗装を認めている。結果、全体外観についてはほぼ変わらないものの、地域住民や観光客などの施設利用者にとっては明るい雰囲気となり喜ばれている。

(3) 「アー 2 施設改修（ケヤキの伐採）」について

植栽したケヤキは、秋に落ち葉等が場内や国道に散るなど、以前から施設管理上問題があり、住民や利用者からの苦情も寄せられていた。

指定管理業務における日常の植栽管理業務として、これまでから国道や通路に面していることから伐採、剪定をされている。本請求の伐採については、日常業務の範囲であることから書面協議は整えていないが、口頭協議により承諾している。

また、ケヤキの性質はぼう芽更新が可能な樹木で、伐採しても残された根株の休眠芽の生育が期待でき、樹木医からも、この程度であれば芽吹くとの意見を伺っている。現在は、新眼も芽吹き、引き続き適切に管理することにより樹木の生育が進むものと理解している。

(4) 「アー 3 施設改修（湧水施設の撤去）」について

醒井七湧水は醒井の魅力や歴史をアピールするものと理解するが、湧水スポットのうち、物販コーナー、飲食スペース内に設置しているものはレイアウトの妨げとなっており、前指定管理者も机を置くなど、一部施設内部の湧水スポットの封鎖的措置がなされていた。前指定管理者においても 7 か所の湧水スポットを効果的に十分活用できていない運営であったが、施設の運営において考え方は同様であり、指定管理者制度を導入し、効率的、効果的な運営を考えた場合、一定の理解をしている。施設外周の湧水スポット設備の残り 5 か所は、従来どおり利用可能となっており、施設サービスの向上と収益の改善も期待できることから改修を認めたものであり、一旦取り除いた 2 か所の湧水スポットも復元可能な状態としている。

(5) 「イ 施設の愛称使用」について

指定管理者交代に伴い、運営主体が変わったことや新たな利用者層の獲得等につなげ施設利用の拡大を図りたいこと等を理由に、「みゆき」の愛称、呼称を使用したい旨の申出を受けた。

あくまでも公式な条例上の施設名称ではなく、指定管理者としての呼称、愛称であること、また、新たな指定管理者による施設運営に向けた気概の表れでもあること、醒井水の宿駅以外の指定管理施設においても、条例に規定の正式名称以外の呼称を認めていることなどから、愛称、呼称としての「みゆき」の併記を認めたものである。

なお、前指定管理者のときには、醒井水の宿駅内のレストランを前指定管理者名の会社名「有限会社居醒」から「レストラン居醒」として愛称使用をしていたほか、市内公共施設において市民交流プラザを「ルッチプラザ」、伊吹薬草の里文化センターを「ジョイいぶき」としている事例もある。

(6) 「ウ 指定管理者選定委員会」について

いずれの選定委員会においても、公平・公正な審査が行われ、委員の委嘱や候補者の選定も適切に執行している。監査請求の書面にある商工観光課職員の発言や、審査委員の攻撃等については事実無根である。商工観光課は、あくまでも指定管理者選定委員会の事務局であり選定の権限はなく、選定委員には公平、中立な立場で候補者の選定をお願いしている。

審査委員構成については、当初、公募委員を含め7人の予定としていたが、公募委員の応募がなく5人となったもので、不合理なものではない。

議事録についても、請求書では「議論はあったけれども議事録は作成しないと言っている」とされているが、選定委員会での質疑応答と選定結果については、当日の議事として適正に作成したものである。

(7) 「エ 職員の行政処分」について

当時の担当関係職員は、醒井水の宿駅という公の施設を、指定管理者も含めて何とか良くしていこうという思いだけであり、米原市の財産を毀損する等、そのような行為を一切行っていない。

3 関係職員等の陳述に対する請求人の意見

「2 関係職員等の陳述」に対し、次のとおり請求人から意見が述べられた。

- (1) 前指定管理者から現指定管理者へ「施設が暗いイメージがある」と引継ぎがあったとのことだが、「白く塗り替えられて、ひどいことになった」と私の元に言いに来たのは前指定管理者の社長である。このことから、少々明るく塗り替えるにしても、真っ白にしてしまうのかという感覚をみんなが持っていると言える。施設の中のフードコートのレンガの壁もみんな白く塗ってしまっているが、設計者も「そんなひどいことをするのか」と相当怒っていた。施設建設当初、さび塗装が安定していない時に一人だけ衣服に付着したと言う苦情はあったが、それ以降1件もないため、このことを取り立てて言うことはおかしい。

- (2) ケヤキの伐採については、管理業務の一環で行われたことと言っていたが、管理業務の範疇を超えていると考える。
- (3) 湧水スポットについては、関係職員はその経緯を知らなかったのだと思う。前指定管理者の時にもバイキングレストランのために湧水スポットの上に台を設置していたが、撤去まではしていない。
- (4) 愛称について、前指定管理者のときもレストランに「居醒」を付けていたとのことであったが、この「居醒」は会社名ではなく「居醒の清水」からとったもので、「みゆき」とは全く違う。また、みゆきの愛称使用に当たって、口頭で申請が行われたことはおかしい。申出は文書で行うべきである。また、公共施設に愛称があるとしてルッチプラザなどの例が示されたが、会社名ではないのでこの例示は関係ない。それから気概を示すためにみゆきの愛称を認めたと言っていたが、それはみゆき観光という会社が「さあやるぞ」というところを見せるためにやったということなら、会社と一緒にやるということ（癒着）を認めたのではないか。
- (5) 議事録の件は、委員の意見交換、議論の記録がないということについて一市民として強い憤りを感じる。そのあたりをしっかりと監査していただきたい。

4 監査の実施

職員措置請求書の内容および陳述の内容より、監査対象機関を経済環境部商工観光課とし、関係職員から事情を聴取するとともに、関係書類の提出を求め監査を実施した。また、監査に当たり、平成 28 年 7 月 4 日に現地調査も実施した。

第 3 監査の結果

1 監査の対象に係る請求人の主張

(1) 違法性または不当性についての請求人の主張

請求人は、職員処置請求書および陳述によると、次のとおり違法性または不当性があると主張している。

アー 1 施設改修（柱・壁の塗装）について

建設当時のコンセプトを無視して壁や柱の塗替えを行ったことは財産の毀損であり、市が許可したことは不適切な決定である。許可を取消し、設計士の指導のもと塗り直しを行い、その費用は関係職員で負担すること。

アー 2 施設改修（ケヤキの伐採）について

施設の緑化目的で植樹されたケヤキ並木を幹から伐採してしまったことは不適切な行為であり、しかも伐採について事前の申出がなく基本協定第 15 条に違反する行為である。建設当時のケヤキの植栽費用および新たなケヤキの植栽費用を関係職員で負担すること。

アー 3 施設改修（湧水施設の撤去）について

施設の特徴である湧水施設を 2 か所撤去したことは財産の毀損であり、市が許可した

ことは不適切な決定である。許可を取消し、原状回復を行い、建設当時の2か所分の費用および新たな施設2か所分の費用は関係職員で負担すること。

イ 施設の愛称使用について

企業名を施設の愛称にできるのはネーミングライツを行政が公募したときだけであり、今回、愛称使用を無償で許可したことは、市に最低100万円の逸失利益を生じさせるものである。また、情報公開請求を行ったにもかかわらず、許可した公文書が存在しないのであれば、ルール違反である。逸失利益を関係職員で負担すること。

ウ 指定管理者選定委員会について

指定管理者の選定に当たって、担当職員の言動や選定委員会の様子から、現指定管理者が選考されるよう誘導するような状況にあったことが疑われる。また、選定委員会の定数公募委員を含む7人であったのに、今回は公募なしの5人になっており、合理的な説明がつくのか。再度公平な選定委員会を開き、平成27年度の委員報酬相当額を市の損害として、関係職員で負担すること。

エ 職員の行政処分について

担当職員の軽率極まりない職務執行が、施設の現状に関して市民から批判を浴びる原因となっている。決定に関わった担当職員の行政処分を実施すること。

2 事実関係の確認

(1) 「ア-1 施設改修（柱・壁の塗装）」について

(ア) 醒井水の宿駅の建設に係る契約内容について

平成12年11月15日に旧米原町と建築設計事務所との間で醒井新本陣実施設計業務（平成12年度第106号）に係る委託契約書が締結されている。本契約第6条において、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権を当該著作物の引渡時に町に無償で譲渡することと規定されている。

(イ) 管理運営に関する基本協定の内容について

平成28年2月16日に米原市と有限会社三幸自動車との間で基本協定が締結されている。基本協定第15条第1項において、指定管理者が業務の効率的または効果的な運用を目的に施設の改修を行う場合には、市に申し出ること、また同条第2項において市が申出を適正と認めた場合は、指定管理者が自己の費用と責任において当該施設改修を実施することと規定されている。

(ウ) 基本協定第15条に基づく改修手続きの状況

本項の改修に当たり、平成28年3月22日に現指定管理者が市に改修の申し出を行い、平成28年3月28日付で市が承認を行っている。承認に際しては、改修費用を現指定管理者が負担すること、指定管理期間満了時には現状に復旧することなどが条件として付記されている。また、この承認を受けて、平成28年4月1日から平成28年4月10日を工期として改修が行われた。

(2) 「アー 2 施設改修（ケヤキの伐採）」について

(ア) 業務仕様書における施設の維持管理に関する業務基準について

平成 27 年 7 月 28 日、「米原市醒井水の宿駅指定管理者公募要項（告示第 246 号）」が定められ、「米原市醒井水の宿駅指定管理者業務仕様書」において、指定管理者が行う管理業務の内容およびその基準が定められている。当該業務仕様書の「IV水の宿駅の維持管理に関する業務基準」に日常的な保守等の管理業務の基準が示されており、植栽管理業務については、「美観または衛生を良好に保つため、堆肥、薬剤散布、除草、灌水、剪定等の必要な措置を講じること」と記述されている。

(イ) 基本協定における業務仕様書の位置付けについて

基本協定において、業務仕様書に関する業務は第 8 条第 1 項および第 2 項に規定されており、第 15 条の施設の改修とは明確に区分されている。

(ウ) 植栽の管理状況について

本請求に係る植栽の管理は、基本協定第 15 条に基づく改修ではなく、業務仕様書に基づく植栽管理の一環として実施されたため、現指定管理者から市への申出および市の許可は行われていない。作業は平成 28 年 4 月 4 日から平成 28 年 4 月 7 日の期間に行われている。

(エ) ケヤキの性質とその後の状況について

滋賀県が策定した「湖北地域森林計画(平成 28 年 1 月変更)」によると、ケヤキは伐根や接地した枝から出る新しい芽を成長させて森林を天然更新する「ぼう芽更新」が可能な樹種に分類される。

また、平成 28 年 7 月 4 日に実施した現地調査において、請求人から提出された平成 28 年 4 月 15 日現在のケヤキの写真を比較したところ、新たな枝から葉が茂り、再び生育している様子を確認した。

(3) 「アー 3 施設改修（湧水施設の撤去）」について

前述の「(1) 「アー 1 施設改修（柱・壁の塗装）」について」に同じ。改修工事は、平成 28 年 3 月 28 日から平成 28 年 3 月 31 日を工期として行われた。

(4) 「イ 施設の愛称使用」について

(ア) 米原市におけるネーミングライツの状況について

滋賀県では、「滋賀県ネーミングライツ導入ガイドライン（平成 27 年 9 月改正）」に基づき、公共施設などに企業名や商品のブランド名などを冠した愛称を付ける権利を売却することで施設運営等に係る資金を得ることを制度化しているなどの事例があるが、米原市にはこのような制度は存在しない。

(イ) 愛称使用の許可手続きの状況

愛称の使用について、現指定管理者から市への書面による申請は行われていない。平成 28 年 2 月 12 日に市の担当課長が現指定管理者と電話をしていた際、口頭により申出を受けたもので、これに対し市は平成 28 年 3 月 28 日付で「指定管理施設名称の後に、指定管理者三幸自動車の名称『みゆき』を使用することを承認します。」として、現指定管理者

に通知している。なお、愛称使用を承認したことについて、市において具体的な承認基準は設けられていない。

(ウ) 愛称看板の取付けに係る手続きの状況

愛称使用の承認を受けた後、基本協定第 15 条に基づき、平成 28 年 4 月 5 日に現指定管理者が市に愛称看板の取付けについて改修の申し出を行い、平成 28 年 4 月 11 日付で市が承認を行っている。承認に際しては、取付費用を現指定管理者が負担すること、指定管理期間満了時には現状に復旧することなどが条件として付記されている。また、この承認を受けて、平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 4 月 17 日を工期として改修が行われた。

(5) 「ウ 指定管理者選定委員会」について

(ア) 選定委員会の委員選定について

醒井水の宿駅の指定管理者選定委員会の委員選定に当たっては、「指定管理者制度の運用に関するガイドライン（平成 26 年 4 月改定 以下「ガイドライン」という。）」および「米原市付属機関の設置および運営に関する基本方針（平成 24 年訓令第 3 号）」に基づき、必要な手続きを経て選考されていた。なお、この手続きの一環で、平成 27 年 7 月 13 日から平成 27 年 8 月 7 日までを期間として公募委員の募集が行われたが、応募はなかった。

(イ) 指定管理者の選定について

醒井水の宿駅の指定管理者の選定に当たっては、ガイドラインに基づき、候補者から提出された事業計画書の内容、プレゼンテーションおよびそれらに対するヒアリング結果を参考に、総合的に審査されていた。

(ロ) 選定委員会の議事録について

「米原市付属機関の会議の公開に関する要領」において、会議録は原則として要点筆記で作成し、市の基本的な構想や計画など重要な会議については、要点筆記に加えてテープ等で録音した会議記録を反訳した会議録を作成することと規定されている。選定委員会は、付属機関に当たるため、当該要領に基づいて要点筆記で会議録が作成されていたが、請求人の主張にあるとおり委員間の議論の部分が一部欠落していた。

(ハ) 有限会社居醒の臨時報告会での出資者の発言について

この点について、請求人からは事実を証する書類は提出されていない。

(6) 「エ 職員の行政処分」について

請求人が軽率極まりないと主張する職員の職務執行状況は、上述の(1)から(5)のとおりであった。

3 判断

(1) 「ア-1 施設改修（柱・壁の塗装）」について

本項に係る請求は、市が違法または不当な財産管理を行っているとの主張と理解され、住民監査請求の要件は具備する。

しかし、市が施設の柱や壁の塗装を許可したことは、施設の効果的な運用や利用者の利便性の向上を考える中での経営判断の範疇に属する事項であり、市の裁量権を逸脱するも

のではない。施設に係る著作権も市に属しており、違法性は認められない。

また、「2 事実関係の確認」で述べたとおり、本改修は基本協定第 15 条に定める手続きに沿って実施されていることから、職員が行った事務処理に不当性は認められない。

(2) 「ア-2 施設改修（ケヤキの伐採）」について

本請求のケヤキの管理行為については、高さ約 2 メートルの位置で幹を切ったことにより並木の様相は変わったものの、ケヤキの枯死に至る伐採ではなく、業務仕様書に基づく植栽の剪定の範囲内の行為である。したがって、請求人が主張する伐採という財産管理行為自体存在しないので、本項に係る請求は、監査の実質的要件を満たしていない。

(3) 「ア-3 施設改修（湧水施設の撤去）」について

本項に係る請求は、市が違法または不当な財産管理を行っているとの主張と理解され、住民監査請求の要件は具備する。しかし、前述の「(1) 「ア-1 施設改修（柱・壁の塗装）」について」と同様、施設の効果的な運用や利用者の利便性の向上を考える中での経営判断の範疇に属する事項であり、市の裁量権を逸脱するものではない。

(4) 「イ 施設の愛称使用」について

明示的に制度が導入されていれば、命名権が財産として位置づけられるが、米原市ではネーミングライツの制度が存在していないため、施設を命名する権利は市の財産に当たらない。したがって、本項に係る請求については、財務会計上の行為に当たらず、監査の実質的要件を満たしていない。

(5) 「ウ 指定管理者選定委員会」について

本項に係る請求は、不公平な選定委員会により現指定管理者を決定したことが、不当な契約締結に該当することおよびこのような不公平な選定委員へ支払った報酬が不当な公金支出に該当するとの主張と理解され、住民監査請求の要件は具備する。

しかし、選定委員会の委員選定および指定管理者の選定については、ガイドラインなどの正式な手続きに沿って公平に進められており、その選定過程に不当性は認められない。

また、本項に係る請求内容については、「業者との癒着を疑われる」や「選定委員会を誘導したことを強く疑われる」など、請求人の憶測や関係者からの伝聞を論拠に不当性を主張している部分が含まれているが、これらの主張については事実を証明する書類がなく、その主張の事実が認められない。

(6) 「エ 職員の行政処分」について

法第 242 条に規定する住民監査請求の対象となるのは、違法もしくは不当な財務会計上の行為であるが、本項に係る請求内容は、財務会計上の行為に係る主張には当たらず、監査の実質的要件を満たしていない。

第4 請求の措置に対する判断

以上のことから、本件措置請求については、次のとおり判断する。

「アー1 施設改修（柱・壁の塗装）」、「アー3 施設改修（湧水施設の撤去）」および「ウ 指定管理者選定委員会」に係る請求については、第3の3(1)、(3)および(5)で述べたとおり、住民監査請求の要件は具備するが請求には理由がないものとして棄却する。

その余の3件の請求については、実質的要件を満たしていないことから却下する。

第5 意見

本件措置請求に対する判断については、第4で述べたとおりの結論に至ったが、監査を行う中で、市の対応に配慮が足りなかったと思われる点が見受けられたため、次のとおり監査委員の意見を述べる。

「アー1 施設改修（柱・壁の塗装）」および「アー3 施設改修（湧水施設の撤去）」について、醒井水の宿駅は、「醒井の里づくり事業」の一環でまちづくりの拠点施設として建設されており、構想段階から地域住民も関わりを持ちながら整備が進められてきた。施設のコンセプトは法的に保護される利益ではないが、こういった背景のある施設だからこそ、当時の人々が込めた思いを施設の特徴として市が認識しておくことは必要であり、業務仕様書に示すなど、指定管理者とも共通理解を図っておくことが好ましいと思われる。

また、「イ 施設の愛称使用」について、米原市にネーミングライツの制度が存在しないため、市の対応は裁量権を逸脱するものではなかったものの、明確な基準がない中で愛称使用の承認が行われており、他の指定管理施設に与える影響を考慮すると好ましいと言える状況ではなかった。公の施設は貴重な税金で建設された市民の財産であることから、ネーミングライツ制度の必要性も含め、愛称使用の承認についての基準を設定し、市民への説明責任が果たせるよう検討を進められたい。

最後に、「ウ 指定管理者選定委員会」について、「都合が悪いものを削除したのかわからないが、選定委員会の公平さを疑われても仕方のない行為」と請求書にあるように、情報公開請求により請求人が入手した選定委員会の議事録の作成が不十分であったために、請求者が感じていた疑念を深める結果となった。情報公開は、市民の知る権利を尊重するとともに、市が説明責任を全うするために重要な役割を果たすものであることから、市はこのことを念頭に置いて会議録の作成を適正に行われたい。